

20210216\_【感染症情報】 フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その8：「入国免除文書」の取得方法）

【ポイント】

- 2月9日にお送りした領事メール（フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について（その7：入国が許可される外国人の対象拡大）について、駐日フィリピン共和国大使館は「入国免除文書」の取得方法について案内しました。
- 不明な点がある場合や、具体的な手続き等については、駐日フィリピン共和国大使館等に確認してください。

【本文】

1 2月9日にお送りした領事メール（フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について（その7：入国が許可される外国人の対象拡大））に関連して、駐日フィリピン共和国大使館が「入国免除文書」の取得方法について案内しましたので、以下のとおりお知らせ致します。

- 駐日フィリピン共和国大使館（お知らせ：コミュニティ隔離下における外国人のフィリピン入国のためのビザ申請書類（IX. IATF 第98号決議により入国を許可された外国籍者））

<https://tokyo.philembassy.net/ja/01announcements/advisory-visa-requirements-for-foreign-nationals-allowed-to-enter-the-philippines-while-under-community-quarantine/>

【以下、駐日フィリピン共和国大使館ホーム・ページより抜粋】

“IX. IATF 第98号決議により入国を許可された外国籍者

（前略）注意：入国禁止からの免除を証明する書類は、管轄のフィリピン政府機関（NGA）またはその他の媒介機関より推薦を受け、フィリピン外務省（DFA）から取得することが可能です。SRRV ビザ保有者においては、フィリピン退職庁（PRA）またはフィリピン観光省（DOT）よりまず推薦を受ける必要があります。（以下省略）”

2 不明な点がある場合や、具体的な手続き等については、駐日フィリピン共和国大使館等に確認してください。

3 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれましては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【参考情報】

- 駐日フィリピン共和国大使館（お知らせ：コミュニティ隔離下における外国人のフィリピン入国のためのビザ申請書類（IX. IATF 第 98 号決議により入国を許可された外国籍者））

<https://tokyo.philembassy.net/ja/01announcements/advisory-visa-requirements-for-foreign-nationals-allowed-to-enter-the-philippines-while-under-community-quarantine/>

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

- 在フィリピン日本国大使館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予定の方へ））

[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00309.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html)

- 外務省・海外安全ホームページ（感染症危険情報：フィリピン）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo\\_013.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_013.html#ad-image-0)

※現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」が発出されています。

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

※在セブ日本国総領事館のホームページから、新型コロナウイルス関連情報を含め、これまで在フィリピン日本国大使館（旧・在セブ領事事務所を含む）等から発出された「お知らせ」がご覧頂けます。

在セブ日本国総領事館：[https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/index.html)

（問い合わせ窓口）

- 在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu

Business Park, Cebu City

電話：(市外局番 032) 231-7321

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：[https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：(市外局番 02) 8551-5710

FAX：(市外局番 02) 8551-5785

ホームページ：[http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)